

(仮称) 戸井風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和4年(2022年)10月13日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス宛て

本事業は函館市の約6,616haを事業実施想定区域として、全高最大200m、ローター直径最大160mに及ぶ最大37基程度の風力発電機による最大出力160,000kW程度の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域は恵山道立自然公園に隣接し、同区域及びその周辺には自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に保安林は同区域の大部分を占めている。また、同区域の南には動物の注目すべき生息地である汐首岬周辺沿岸があり、同区域及びその周辺は鳥類の渡りのルート及び中継地としても重要な地域となっている。さらに、同区域には砂防指定地等が存在しており、同区域及びその周辺には住居や医療機関等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 本配慮書では、風況、周辺の風力発電事業、道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所を確認し、事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明において不十分で分かりにくい部分があることから、方法書ではそれらの検討過程について分かりやすく記載すること。特に、保安林が事業実施想定区域の大部分を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載すること。

また、同区域には砂防指定地等が存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮すること。

- (3) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (4) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居や医療機関等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域内に複数の浄水場取水地点があるほか、さけ・ます増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である汐泊川及び原木川の本支流が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。

このため、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域の南には動物の注目すべき生息地である汐首岬周辺沿岸があり、事業実施想定区域及びその周辺は本州と北海道を結ぶ鳥類の渡りのルート及び中継地として重要な地域となっているほか、文献や専門家ヒアリング等によりオジロワシやオオワシ等の希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息、小型鳥類の渡り、ノスリの集団飛来地に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得るとともに、過去に本事業者により実施された「函館市戸井汐首岬風力発電事業 鳥類への影響評価検討委員会」に係る調査データ等も活用し、これら希少な動物や渡り鳥の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、植生自然度の高いエゾイタヤシナノキ群落や巨樹・巨木林、保安林といった重要な植物群落及び重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。特に、保安林については事業実施想定区域の大部分を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体ホームページや観光パンフレット等に掲載の情報に基づき選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域は、日浦岬などの優れた景観を有する恵山道立自然公園に隣接しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。